

(提案2)

(案)

提言

## 日本学術会議の果たし得る評価機能について



平成26年（2014年）〇月〇日

日本学術会議

日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会

この提言は、日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

## 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会

委員長	岡田 益男	(第三部会員)	八戸工業高等専門学校校長
副委員長	室伏きみ子	(第二部会員)	お茶の水女子大学ヒューマンウェルフェアサイエンス 研究教育寄附研究部門教授
幹事	生源寺眞一	(第二部会員)	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
幹事	三木 浩一	(連携会員)	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	池田 真朗	(第一部会員)	慶應義塾大学法学部教授
	小林 良彰	(第一部会員、 副会長)	慶應義塾大学法学部教授
	友枝 敏雄	(第一部会員)	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	矢野 誠	(第一部会員)	京都大学経済研究所教授
	天野 玲子	(連携会員)	鹿島建設株式会社知的財産部専任役
	岡本 龍明	(連携会員)	日本電信電話株式会社 NTT情報流通プラットフォーム研究所岡本特別研究室室長
	笠木 伸英	(連携会員)	独立行政法人科学技術振興機構上席フェロー・ 東京大学名誉教授
	桂 利行	(連携会員)	法政大学理工学部教授
	広渡 清吾	(連携会員)	専修大学法学部教授
	林 隆之	(特任連携会員)	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務及び調査を担当した。

事務	盛田 謙二	参事官（審議第二担当）
	斎田 豊	参事官（審議第二担当）付参事官補佐
	佐藤 義典	参事官（審議第二担当）付審議専門職
調査	白村 直也	学術調査員

# 要 旨

## 1 作成の背景

我が国では、1997年に国の研究開発評価に関する大綱的指針が策定され、2001年には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」と記す）が施行された。これにより研究評価に係る制度は形式的には整備されてきた。しかし、学術の動向や研究環境の現状を踏まえ、個々の施策や研究資金制度・プログラムが、どのような効果や影響を生んでいるのかといった、より本質的な評価は十分に行われているとは言い難い。評価制度に関する課題がある中で、日本学術会議が自ら果たし得る評価機能についても、改めて検討する必要がある。日本学術会議は科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議することを任務とする。重要事項としては、我が国の科学技術政策や研究開発活動についての評価も考えられるが、日本学術会議が評価に係る機能を有するか否かについては、これまで制度的に明示されてこなかった。ただし、2011年の日本学術会議報告「日本学術会議の機能強化について」では、「政府に対する助言・提言は、政府の採用すべき政策の提案、あるいは政府の実施した政策についての評価とそれに基づく是正の提案等を含み得る。」とし、政府への助言・提言には政府の実施した政策についての評価を含み得るとの考え方が提示されている。

そこで、本委員会では、日本学術会議が実施してきた助言・提言や審議・評価依頼への回答等の事例について、改めて評価に係る機能という視点で調査、検討することとした。次に、我が国の研究活動・科学技術評価の現状と課題を俯瞰し、日本学術会議が果たすべき評価に係る機能を提言としてまとめた。

## 2 現状及び問題点

### (1) 日本学術会議が実施してきた評価・提言、審議・評価依頼への回答、委員の推薦依頼の事例について

日本学術会議が、これまで実施してきた評価・提言等の事例には以下のようなものがある。

#### ① 科学技術基本計画に係る提言等

日本学術会議は、文部科学省科学技術政策研究所が実施した第1期及び第2期科学技術基本計画の達成効果等に関する分析・評価を踏まえて、第3期科学技術基本計画策定に際し、「科学技術基本計画における重要課題に関する提言」を取りまとめた。また、『日本の展望－学術からの提言 2010』の趣旨を踏まえつつ、第4期科学技術基本計画策定に際して「第4期科学技術基本計画への日本学術会議の提言」も取りまとめている。

#### ② 社会の抱える課題への助言・提言や、審議依頼・評価依頼への回答

日本学術会議は2011年に東北・関東を襲った東日本大震災という緊急課題に迅速に取り組み、数多くの提言や報告を実施してきた。さらに、政府・省庁等からの「国

際リニアコライダー計画に関する所見」等、審議や評価依頼に応じ、政策等について直接的な助言・提案を行って来ている。

### ③ 外部機関からの委員の推薦依頼

日本学術会議は、共同利用研究所や東京弁護士会等外部機関からの外部委員推薦依頼に応じて、委員等候補者の推薦を実施している。

## (2) 我が国の研究開発・科学技術政策の評価の現状と課題

総合科学技術会議<sup>1</sup>による「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（2012年12月6日：内閣総理大臣決定）（以下、「大綱的指針」と記す）の改訂は、全ての府省に対して研究開発プログラムの評価を新たに求めている。プログラム評価をはじめとして、研究開発や科学技術政策の評価は、第三者を活用して根拠・データに基づいた客観的なものとするとともに、専門的知見や研究開発現場の実情を踏まえたものとすることが望ましい。そのために日本学術会議が果たすべき機能について検討した結果を以下に述べる。

## 3 提言等の内容

### (1) 日本学術会議の評価に係る機能

日本学術会議の長・短所を踏まえ、日本学術会議が果たし得る評価機能の種類としては、以下のものがある。

#### ① 科学技術政策の評価・提言

日本学術会議報告「日本学術会議の機能強化について」では、「相応の準備期間を見越して次期の『日本の展望－学術からの提言2016』策定プロジェクトの立ち上げを検討するものとする」としており、今後の第5期科学技術基本計画に向けた日本学術会議の評価・提言の可能性を検討すべきである。

#### ② 研究開発プログラムの評価

府省には「大綱的指針」にのっとって研究開発プログラムの評価を実施することが求められている。日本学術会議は、これまで府省等からの審議・評価要請に基づいて課題を提言・評価してきたように、学術の視点から、プログラムの運営の適切性やそれが学術や人材育成にもたらした有効性を評価し、今後のプログラムの在り方について提言を述べるなどの機能について、今後検討すべきである。

#### ③ 政策のための学術の視点からの評価・提言

日本学術会議は、東日本大震災に関する提言・報告や政策課題について提言・報告を行ってきた。今後も多様な学問分野を横断する総合的な視野から専門的知見を提供できる機関として、社会の抱える課題について常に中立的な立場から評価・提言をすることが必要である。

#### ④ 大規模な研究開発課題の評価

<sup>1</sup> 内閣府設置法の一部を改正する法律(2014年法律第31号)の施行に伴い、同年5月より総合科学技術・イノベーション会議に改称。本提言内では両者を適宜使い分けていることを断つておく。

日本学術会議が実施できる評価の対象の一つには、ピアレビュー手法により科学的、学術的価値の判断を行う研究開発課題の評価がある。国費総額が約300億円以上の国家的に重要な研究開発については、総合科学技術会議が評価を実施している。日本学術会議においても、大規模研究課題について、学術の立場から、偏りのない評価・提言を行う必要がある。

#### ⑤ 評価担当者候補の推薦

府省や研究開発法人等における評価担当者候補を日本学術会議が国内・国外の研究者を含めて推薦することによって、府省や研究開発法人等の評価活動を間接的に支援することも有力な方法として、今後検討すべきである。

#### ⑥ 研究分野・研究基盤レビュー

我が国の科学技術政策の立案を支援する観点からは、学術の大型施設計画・大規模研究計画等のマスター・プラン、研究分野ごとに国際動向を踏まえた我が国の研究水準、研究振興方策・人材育成方策・産官学連携や社会連携等の方策の現状と課題等を対象として、レビューを行うことも、実現可能性について検討すべきである。

### (2) 日本学術会議の調査分析機能の強化

#### ① 日本学術会議事務局の調査分析機能の強化

日本学術会議が質の高い、かつ適時的な評価機能を果たすためには、社会から信頼される組織的体制と実施過程を整備する必要がある。それと共に、十分な調査分析を行うことができるように事務局に専任かつ常勤の学術調査員を配置し、あるいは人材育成のシステム構築等を進めるために、格別の財政的措置が望まれる。

#### ② 評価者の評価専門性の醸成

事務局のみならず、評価者となる日本学術会議会員・連携会員についても、評価に即したマニュアルの作成や研修を通じて、評価能力の向上を図ることが必要である。

#### ③ 関係機関との連携の強化

日本学術会議は、これまでの科学技術・学術の政策の有効性や今後の在り方について分析・審議し、評価・提言を行うことで、総合科学技術・イノベーション会議と連携することが可能である。また、文部科学省科学技術・学術政策研究所や、科学技術振興機構、日本学術振興会等と連携して評価に必要な関連データやエビデンスを収集・分析するなどの協力関係を強化することが考えられる。

## 目 次

1 はじめに ······	1
2 日本学術会議が実施してきた評価・提言、審議・評価依頼への回答、委員の推薦依頼の事例について ······	3
(1) 科学技術基本計画に関わる提言等 ······	3
(2) 社会の抱える課題への助言・提言や、審議・評価依頼への回答 ······	5
(3) 外部機関より委員の推薦依頼 ······	8
3 日本学術会議の評価に係る機能の在り方 ······	12
(1) 我が国の研究開発・科学技術政策の評価の現状と課題 ······	12
(2) 日本学術会議の特徴と果たし得る評価機能 ······	13
(3) 日本学術会議の調査分析機能の強化 ······	18
<参考文献> ······	20
<参考資料1>日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会 審議経過 ······	21
<参考資料2>参考解説：第三者評価について ······	22

## 1 はじめに

我が国では、1997年より国の研究開発に係る評価制度が整備されてきた。2001年には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」と記す）が施行され、政策全般に係る評価制度も構築されてきた。しかし、学術にかかる評価に関してみれば、未だその内容には課題が残っている。

例えば、この10年余りの間に、学術をとりまく環境は大きく変わり、今や毎年のように新たな競争的研究資金制度が生まれ、それらの多くは5年程度で終了する。それらの資金制度の中で個々の研究プロジェクトの評価が頻繁に行われるようになり、研究者の間には「評価疲れ」すら認識されている。しかし、その一方で、林立する資金制度や、その上位階層にあたる政策・施策が、学術の発展のために有効に機能しているかについて、十分な評価が行われているとは言えない状況にある。

確かに、政策評価法により施策レベルでの目標の進捗や実績は定期的に確認されるようになった。しかし、学術の動向や研究環境の現状を踏まえ、個々の施策や研究資金制度・プログラムが、どのような効果や影響を生んでいるのかといった、より本質的な評価は十分に行われているとは言えない。研究課題の評価についても、大規模な国家プロジェクトについては、より客観性や透明性を有し、かつ専門的知見を動員した評価へと進化していく必要がある。

日本学術会議はこれまで、我が国の研究開発評価制度に対する提言を行ってきた。最近では、2012年10月26日に「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～」（研究にかかる「評価システム」の在り方検討委員会）を発出した。そこでは、我が国の研究評価システムの現状と課題をアンケート調査等で洗い出し、特に（1）研究評価システムのメタ評価（研究資金制度やプログラムに関する政策評価を含む）の実施、（2）若手研究者の育成・支援に資する研究評価システムへの転換方策を推進することを提言した。研究にかかる各種の評価システムの必要性や有効性、効率等に関してメタ評価するとともに、評価が説明責任を果たすことによるのみ焦点をおくのではなく、我が国の科学者コミュニティや科学・技術政策における課題解決を促進するための一手段として設計することが必要であることを提言した。これらの提言は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」

（平成14年6月20日（最終改定 平成26年4月2日）文部科学大臣決定）に大幅に取り入れられた。さらに日本学術会議からの提言は、経済産業省産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・評価小委員会の議論の中にも活かされ、平成26年6月にまとめられた「中間取りまとめ」の中に一部取り入れられている。

評価制度に関する課題がある中で、日本学術会議が科学者コミュニティを代表する立場として、自ら果たし得る評価機能についても、改めて検討する必要がある。

日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下におかれ、我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約84万人の研究者を内外に代表する機関であり、特定の府省や組織

の利害を超越して機能する独立した組織である。総合科学技術・イノベーション会議が科学技術に関する政策形成を直接行う役割を担うのに対し、日本学術会議には総合科学技術・イノベーション会議とともに「車の両輪」として機能し、科学者の視点から中立的に政策提言を行っていくことが求められている。

特に、「科学技術活動の評価等の面で総合科学技術会議と連携し、科学技術政策に寄与するなど期待される役割にこたえる活動を充実させる」（総合科学技術会議『日本学術会議の在り方について』2003年2月26日）ことが要請されており、実際にこれまで、日本学術会議では文部科学省科学技術政策研究所（現 科学技術・学術政策研究所）が実施した「基本計画の達成効果の評価のための調査」の協力機関として、科学技術基本計画の達成の分析・評価を実施してきた実績がある。

ただし、日本学術会議法をみると、評価に係る機能への明示はない。同法では、日本学術会議の目的を「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（第2条）と規定し、また、その職務の遂行を「独立して」、政府の指示から自由に学術の見地に立って行うべきことを保障し（第3条）、手段として、特に政府による日本学術会議への諮問（第4条）及び日本学術会議の政府に対する勧告（第5条）を制度的に用意している。日本学術会議は、この制度的な基礎の上に創意的な助言・提言活動を発展させるものとされ、評価に係る機能について制度的に明示されているものではない。

この上に立って、日本学術会議報告「日本学術会議の機能強化について」（2011年7月7日）は、「社会および政府に対する助言・提言」の項において、「社会に対する助言・提言は、広く市民生活の向上と福祉の増進に関わり、また、特に産業の振興やその在り方に関わるものである。政府に対する助言・提言は、政府の採用すべき政策の提案、あるいは政府の実施した政策についての評価とそれに基づく是正の提案等を含み得る。」としている。ここで、政府への助言・提言には政府の実施した政策についての評価を含み得るとの考え方が提示されている。

そこで本委員会では、日本学術会議が実施してきた助言・提言や審議・評価の依頼等の事例について、改めて評価に係る機能という視点で調査、整理することとした。次に、我が国の研究活動・科学技術評価の現状と課題を俯瞰し、日本学術会議の評価に係る機能として整理し、果たし得る評価として提言することとした。なお、本委員会は、「第三者評価機能に関する検討委員会」という名称であるが、日本学術会議が科学者コミュニティの代表として実施している助言・提言活動が広義の意味での評価に係る機能も含むものであることに鑑み、委員会名の「第三者評価」に拘わらず、日本学術会議の今後の評価に係る機能について、より広範かつ俯瞰的な見地に立って議論を行い、提言を集約、整理したことを付記しておく。

## 2 日本学術会議が実施してきた評価・提言、審議・評価依頼への回答、委員の推薦依頼の事例について

### (1) 科学技術基本計画に関する提言等

科学技術基本法に基づいて、国は5年の計画期間で「科学技術基本計画」を策定し、科学技術政策の計画的遂行の基礎としている。第1期から第4期の科学技術基本計画は、総合科学技術会議において審議され、その議を経た上で閣議決定されたが、制度的に日本学術会議の関与は想定されていない。しかし、科学技術基本計画は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議にとって、その作成過程、内容及び具体的執行に重大な関心を払うべきものである。それゆえ、日本学術会議は、上記の制度的枠組みの下で、政府の指示から独立に業務を行う機関として、これまで、科学技術基本計画の実績を分析・評価し、次期基本計画の策定に対して提言する活動を行ってきた。

#### ① 第3期科学技術基本計画の策定に向けて

第3期科学技術基本計画の計画期間は、2006年度－2010年度であった。第3期基本計画の策定に向けて、日本学術会議は、2003年4月に運営審議会（当時、現在の幹事会に相当）の附置委員会として「科学技術基本計画レビュー委員会」（会長、2名の副会長及び各部1名の委員によって構成し、副会長が委員長。なお当時は7部制）を設置し、第1期及び第2期科学技術基本計画の達成効果等についてのレビューを行い、それに基づく提言を作成した。

同委員会は、レビューについて、文部科学省科学技術政策研究所が中核機関となって実施することとされていた「基本計画の達成効果の評価のための調査」に協力しつつ、その調査の内容を活用し、審議を行った。同委員会は、次期基本計画の策定に向けて十分に検討されるべき課題として10の重要課題を抽出し、それぞれについて、「成果」、「課題」及び「提言」の3項目について簡潔に記述し、全体をとりまとめ、「科学技術基本計画における重要課題に関する提言」を2005年2月に公表した。

参考までにここでの重要課題を摘要しておくと、科学技術関係経費、基礎研究、競争的資金、施設整備、重点化、研究成果、人材育成、産官学連携、地域イノベーション及び科学技術の経済・社会への影響の10項目である。

第3期科学技術基本計画の策定に向けては、さらに上記を踏まえて、2005年4月の会員総会において「日本学術会議声明」として「日本の科学技術政策の要諦」が採択され、上記提言とともに総合科学技術会議に提出された。

#### ② 第4期科学技術基本計画の策定に向けて

第4期科学技術基本計画の計画期間は、2011年度－2015年度である（第4期計画は2011年3月に閣議決定が予定されていたが、東日本大震災及び福島第一原発事故の発生により、この事態を計画に反映させるべく決定が8月まで延期された）。

第4期基本計画の策定に向けて、日本学術会議は、2009年11月に「第4期科学技術基本計画への日本学術会議の提言」を決定し、これを総合科学技術会議に提出した。

「提言」は、「1. 緒言：日本学術会議における第4期科学技術基本計画の検討、2.

我が国の学術の総合的推進と強化のために、2－1．学術及び科学・技術の在り方に関わる日本学術会議の基本的立場、2－2．安全な社会・持続可能な社会に向けた学術政策の提言、2－3．基礎的・基盤的研究の推進のための政策提言、2－4．統合的研究及び応用研究の推進のための政策提言、3．大学と若手・人材育成、教育、人材活用に関する政策提言、4．結語」として構成され、政策提言が体系的であること、また、従来の政府の科学技術政策を批判する日本学術会議の基本的考え方が前面に押し出されているのが特徴的である。

第4期基本計画に向けての提言がこうした特徴を示し得たのは、2008年3月から開始された「日本の展望」プロジェクトにおける審議が基礎に置かれたからである。

「日本の展望」プロジェクトは、一方で各分野から今後の学術的発展の中期的展望を明らかにすること、他方で学術が人類社会の直面する課題にいかに対応するかを明らかにすること、という二つの課題を統合して、日本の科学者コミュニティの総合戦略を提示することを目的とするものであった。

「日本の展望」プロジェクトは、日本学術会議が総力をあげて取り組んだものであり、幹事会に附置された「日本の展望委員会」（会長が委員長、副会長、各部長・副部長、10の課題別分科会委員長等から構成）のマネージの下、おおよそ2年の審議期間を経て2010年4月の総会で「日本の展望—学術からの提言2010」が採択された。

「主提言」にエッセンスが集約されたが、これを基礎付けたのは、10の課題別提言、3の分野別提言、そして31の分野別の報告であり、審議・執筆に具体的に関与した会員・連携会員数は1,370名を超えた。第4期科学技術基本計画の策定に向けて日本学術会議が行った「提言」は、この成果を先取り的に活かして、作成されたものである。

### ③ 2010年8月の「勧告」

科学技術基本計画の策定手続きについて、その改善を提案した日本学術会議の勧告に言及しておかねばならない。上記の「日本の展望」プロジェクトの成果を踏まえて、日本学術会議は「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」と題する勧告を2010年8月に政府に手交した。内容は、科学技術基本法の改正を4点にわたって勧告するものである。その1は、科学技術基本計画の策定に当たって「日本学術会議の意見を聞くものとする」という勧告であった。それは、「日本の展望」プロジェクトが日本学術会議の政策能力を実証するものであり、それを制度的に位置付けるべきであるという理由によった。

日本学術会議が科学技術基本計画の策定に向けて行った提言がどのように実際の基本計画に影響を及ぼしたのか、提言がどの程度採用されたのかについては、消極的な評価が行われている。また、策定手続の改善について行った勧告は、いまだに取り上げられていない。とはいっても、そのときどきの歴史的状況のなかで、日本学術会議が日本の科学・技術の在り方、それに対する政策の在り方について、どのように分析し、考察し、判断し、意見を形成したかを総合的に示すことは、日本学術会議の存在根拠に関わる重要な仕事であると考えられる。

## (2) 社会の抱える課題への助言・提言や、審議依頼・評価依頼への回答

日本学術会議は2011年3月11日に東北・関東地方を襲った東日本大震災及びそれを誘因とする福島第一原子力発電所の事故という緊急課題に迅速に全力で取り組み、表1に示すように、数多くの提言や報告を実施してきた。

例えば大震災直後の3月25日には「東日本大震災に対応する第一次緊急提言」を発表し、4月4日第二次緊急提言「福島第一原子力発電所事故後の放射線量調査の必要性について」、4月5日第三次緊急提言「東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために」、第四次緊急提言「震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言」、4月13日第五次緊急提言「福島第一原子力発電所事故対策等へのロボット技術の活用について」、4月15日第六次緊急提言「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」、8月3日には、第七次緊急提言「広範囲にわたる放射性物質の挙動の科学的調査と解明について」を発出した。東日本大震災に関する提言について紹介したが、その他、社会の様々な課題に対して、科学者コミュニティとして具体的な助言・提言を行う役割を果たしている。

さらに、表2に示すように、日本学術会議は、政府・省庁等の審議・評価依頼にも積極的に応じている。

その例として、2006年11月30日に、それまでに様々な視点から多くの議論がなされてきた生殖補助医療をめぐる諸問題について、法務大臣及び厚生労働大臣から連名で審議依頼があったことから、2007年1月より1年3か月にわたる慎重な審議を経て、2008年4月8日に対外報告をまとめ、両大臣に手交した。

また、2010年7月22日には、2008年5月22日に文部科学省高等教育局から審議依頼のあった「大学教育の分野別質保証の在り方」に関して、2年2か月にわたる審議を経て、具体的な方策を提言している。

2011年9月1日には、国土交通省河川局長から依頼があった「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」に関しても評価結果を公表している。日本学術会議への依頼書において、その理由を「学術的な観点からの評価をいただくことが重要であり、評価をいただく上では、客觀性と中立性の確保が不可欠であると考えています。客觀性と中立性を確保するためには、第三者的で独立性の高い学術的な機関に評価を依頼する必要があると考えており、国土交通省は、この評価を行う主体として日本学術会議がふさわしいと考え、貴会議に依頼することとしました」としている。

また、2012年9月11日には原子力委員会委員長より審議依頼のあった「高レベル放射性廃棄物の処分について」回答を行っている。依頼文書では、要請理由として「第三者的で独立性の高い学術的な機関に対して幅広い視点からの意見、見解を、これまで以上に積極的に求めていく」こととしている。

2012年12月26日には、総務省自治行政局長からの「アジアの大都市制度と経済成長に関する検証および日本への示唆」についての審議依頼では、多様な発展段階にありア

ジア諸国の成長著しい諸都市を事例に、国の統治制度や地方行財政制度が都市の経済成長にどのように有効に機能するのかについて審議し、回答している。

さらに、2013年3月28日に文部科学省研究振興局長よりの「震災に関する学術調査の実施に関する審議について」の検討依頼について、さらに、平成25年9月30日、文部科学省研究振興局長より「国際リニアコライダー計画に関する所見」の検討依頼についても回答している。

このように、日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する独立性の高い学術的な機関として、省庁等からの審議や評価依頼に応じ、政策等について直接的な助言・提言を行ってきてている。

表1 日本学術会議からの東日本大震災に関する提言・報告等

決定年月日	提言、報告等名称
2014-4-23	いのちを育む安全な沿岸域の形成に向けた海岸林の再生に関する提言
2013-10-16	研究用原子炉のあり方について
2013-9-6	原子力災害に伴う食と農の「風評」問題対策としての検査態勢の体系化に関する緊急提言
2013-6-27	原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言
2013-5-2	災害に対する社会福祉の役割—東日本大震災への対応を含めて—
2013-3-28	審議依頼への回答 東日本大震災に係る学術調査—課題と今後について—
2013-1-31	地質地盤情報の共有化に向けて—安全・安心な社会構築のための地質地盤情報に関する法整備—
2012-12-5	いのちを育む安全な沿岸域形成の早期実現に向けた災害廃棄物施策・多重防護施策・生物多様性施策の統合化の緊急提言
2012-4-9	学術からの提言—今、復興の力強い歩みを—
2012-4-9	災害廃棄物の広域処理のあり方について
2012-4-9	二度と津波犠牲者を出さないまちづくり—東北の自然を生かした復興を世界に発信—
2012-4-9	被災地の求職者支援と復興法人創設—被災者に寄り添う産業振興・就業支援を—
2012-4-9	放射能対策の新たな一步を踏み出すために—事実の科学的探索に基づく行動を—
2011-9-30	東日本大震災被災地域の復興に向けて—復興の目標と7つの原則(第二次提言) —

2011-9-30	東日本大震災から新時代の水産業の復興へ
2011-9-30	21世紀における電気電子工学のあり方と果たすべき役割
2011-9-27	東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために
2011-9-21	東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援
2011-9-9	気候変動下における水・土砂災害適応策の深化に向けて
2011-9-1	持続可能社会における国土・地域の再生戦略
2011-8-3	第七次緊急提言「広範囲にわたる放射性物質の挙動の科学的調査と解明について」
2011-6-24	日本の未来のエネルギー政策の選択に向けて-電力供給源に係る6つのシナリオ-
2011-6-8	東日本大震災被災地域の復興に向けて-復興の目標と7つの原則-
2011-4-15	東日本大震災に対応する第六次緊急提言 「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」
2011-4-13	東日本大震災に対応する第五次緊急提言 「福島第一原子力発電所事故対策等へのロボット技術の活用について」 第五次緊急提言の補足説明資料
2011-4-5	東日本大震災に対応する第四次緊急提言 「震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言」
2011-4-5	東日本大震災に対応する第三次緊急提言 「東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために」
2011-4-4	東日本大震災に対応する第二次緊急提言 「福島第一原子力発電所事故後の放射線量調査の必要性について」
2011-3-25	東日本大震災に対応する第一次緊急提言

表2 審議依頼・評価依頼のあった課題と依頼機関

回答年月日	回答、提言等名称	依頼機関
2013-9-30	国際リニアコライダー計画に関する所見	文部科学省研究振興局長
2013-3-28	震災に関する学術調査の実施に関する審議について	文部科学省研究振興局長
2012-12-26	アジアの大都市制度と経済成長に関する検証および日本への示唆	総務省自治行政局長
2012-9-11	高レベル放射性廃棄物の処分について	原子力委員会委員長
2011-9-1	河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価	国土交通省水管理・国土保全局長
2010-7-22	大学教育の分野別質保証の在り方について	文部科学省高等教育局

2008-4-8	代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題－社会的合意に向けて－	法務大臣及び厚生労働大臣
----------	--------------------------------	--------------

### (3) 外部機関より委員の推薦依頼

日本学術会議は共同利用研究所等の外部機関による外部委員推薦依頼に対応して、委員等候補者の推薦を実施している。表3に委員推薦依頼のあった外部機関とその委員会等委員の名称を示す。

依頼元のうち共同利用研究所は日本学術会議の勧告・要望・申し入れ等により設置されており、1953年の日本学術会議勧告「共同利用研究所の設立について」に基づいて、東大に原子核研究所が設置されたことに端を発している。①大きな施設をもつこと、②全国共同利用の道を開くこと、③研究者の自主的運営が可能な組織をもつこと、④大学との交流を盛んにすること、⑤大学院学生の教育あるいは研究をひきうけることを求めた同勧告は、その後に設立された共同利用研究所（東大物性研究所、名大プラズマ研究所、京大数理解析研究所等）の基本理念となった。表4に日本学術会議が行った研究所・研究センター等設立の勧告・要望・申し入れ（1期～12期）を、表5に戦後設立された主要な研究所を示す。このように現在、推薦依頼のある研究所は日本学術会議の勧告等により設置されたものであり、日本学術会議は依頼に応じて運営委員会や協議会の委員等の推薦を行っている。

日本学術会議は共同利用研究所だけでなく、東京弁護士会等の資格・懲戒・綱紀委員会委員の推薦も行っている。日本弁護士連合会会則第70条は「懲戒委員会の委員は、弁護士である委員を8人、裁判官及び検察官である委員を2人、学識経験者である委員を3人とし、これと同じ資格を有する同数の予備委員を置く」としており、弁護士会からの学識経験者としての委員推薦の要請は、委員会の公平性を担保するために、第三者的委員として日本学術会議に推薦を依頼したものと解される。

このように、日本学術会議への外部機関からの委員推薦依頼は、当該機関委員会の客観性と信頼性を確保するためになされているものと考えられる。今後も、外部機関から第三者的な助言・評価・提言のための委員として推薦依頼がある場合には、積極的に対応することが望まれる。

表3 委員推薦依頼のある外部機関・委員会等委員名称と依頼する事由

依頼元	推薦委員会等委員名称	任期	日本学術会議へ依頼することの事由
大阪大学蛋白質研究所	運営協議会委員	2年	大阪大学蛋白質研究所運営協議会規定第2条第1項の規定により、「学外の学識経験者」からも委嘱する必要があるため。
京都大学数理解析研究所	運営委員会委員/専門委員会委員	2年	京都大学数理解析研究所運営委員会内規第2条1項の規定により、「学外の学識経験者」からも委嘱する必要があるため。

			者」からも委嘱する必要があるため（運営委員会委員、専門委員会委員は特段の規定なし）。
京都大学原子炉実験所	運営委員会委員	2年	京都大学原子炉実験所運営委員会規則第2条第1項の規定により、「日本学術会議から推薦を受けた大学教授」からも委嘱する必要があるため。
東京大学海洋研究所	研究船共同利用運営委員会委員	3年	東京大学海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則第3条第1項の規定により、「日本学術会議地球惑星科学委員会 SCOR 分科会からの推薦による東京大学大気海洋研究所外の者」からも委嘱する必要があるため。
東京大学物性研究所	協議会委員	2年	東京大学物性研究所協議会規則第3条第1項の規定により、「日本学術会議から推薦された者」からも委嘱する必要があるため。
東京大学地震研究所	協議会協議員	2年	東京大学地震研究所協議会規則第3条第1項の規定により、「学識経験者」からも委嘱する必要があるため。
独立行政法人日本学術振興会	評議員	2年	独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）第14条第1項の規定により、「振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者」から（文部科学大臣の認可を受けた上で）任命する必要があるため。
第一東京弁護士会	資格審査会委員及び予備委員	2年	弁護士法（昭和24年法律第205号）第52条第3項及び第53条第2項の規定により、「学識経験のある者」からも委嘱する必要があるため。
	懲戒委員会委員及び予備委員	2年	弁護士法（昭和24年法律第205号）第66条の2第1項及び第66条の4第3項の規定により、「学識経験のある者」からも委嘱する必要があるため。
	綱紀委員会委員及び予備委員	2年	弁護士法（昭和24年法律第205号）第70条の3第1項及び第70条の5第3項の規定により、「学識経験のある者」からも委嘱する必要があるため。
東京弁護士会	資格審査会委員及び予備委員	2年	弁護士法（昭和24年法律第205号）第52条第3項及び第53条第2項の規定により、「学識経験のある者」からも委嘱する必要があるため（再掲）。
	懲戒委員会委員及び予備委員	2年	弁護士法（昭和24年法律第205号）第66条の2第1項及び第66条の4第3項の規定により、「学識経験のある者」からも委嘱する必要があるため（再掲）。
	綱紀委員会委員	2年	弁護士法（昭和24年法律第205号）第70

	及び予備委員		条の3第1項及び第70条の5第3項の規定により、「学識経験のある者」からも委嘱する必要があるため（再掲）。
--	--------	--	---

表4 日本国際会議が行った研究所・研究センター等設立の勧告・要望・  
申し入れ（1期～12期）

1期	国立癡研究所、 <u>温泉研究所</u>
2期	<u>原子核研究所</u>
3期	国立放射線基礎医学研究所、 <u>物性物理学研究所</u>
4期	<u>数理科学研究所</u> 、自然史科学研究センター、海洋総合研究所、 <u>プラズマ研究所</u>
5期	国際地震工学研修所、 <u>極地研究所</u> 、アジア・アフリカ言語文化研究センター、 <u>宇宙科学研究所</u> 、 <u>関西原子炉実験所</u>
6期	<u>靈長類研究所</u> 、 <u>分子科学研究所</u> 、 <u>大気物理学研究所</u> 、 <u>固体地球科学研究所</u>
7期	<u>生物研究所</u> 、生物科学研究交流センター、古生物研究所、 <u>国語・国文学研究資料センター</u> 、結晶学研究所、微生物株センター、総合地誌研究所、基礎育種学研究所、人間行動研究所、 <u>人体基礎生理学研究所</u> 、高等生物センター、 <u>実験動物センター</u> 、 <u>基礎有機化学研究所</u> 、生物物理基礎研究所、構造工学総合研究所
8期	<u>高エネルギー物理学研究所</u> 、社会資料センター、水資源科学研究所、 <u>生物活性天然物研究所</u> 、錯体科学研究所、第四紀研究所、複合材料研究所、 <u>原水爆被災資料センター</u>
9期	混相流研究所、日本教育情報センター、システム科学研究所
10期	生体工学基礎研究所、 <u>生態学研究所</u> 、エネルギー工学研究所、鉱物資源・エネルギーに関する研究センター、ヨーロッパ語系人文社会研究情報センター
11期	基礎数理研究所、系統生物学研究所、医学教育会議、 <u>国立老化・老年病センター</u> 、発展途上国からの留学生を対象とする情報センター、医学情報センター
12期	<u>国際考古学博物館</u>

※太字は日本学術会議の勧告により実現したもの、そのうち斜体は名前が変わったもの。  
 \*中井浩二：「学術会議の果たした役割とその退潮」総研大研究会「共同利用機関の歴史とアーカイブス 2004」出典を基に（5期アジア・アフリカ言語文化研究センター）等を加筆修正

表5 戦後設立された主要な研究所

1953 年	京大基礎物理学研究所：共同研究体制のソフトな面 東大宇宙線研究所
1955 年	東大原子核研究所：共同研究体制のハードな面
1957 年	東大物性研究所
1958 年	阪大蛋白質研究所
1961 年	名大プラズマ研究所
1963 年	京大数理解析研究所、京大原子炉実験所
1971 年	高エネルギー物理学研究所：超大型施設による共同研究
1972 年	国文学研究資料館
1973 年	国立極地研究所
1974 年	国立民族学博物館
1981 年	岡崎国立共同研究機構：共同利用研究機構（研究所共同体） 宇宙科学研究所、国立歴史民俗博物館
1983 年	学術情報センター
1985 年	統計数理研究所
1987 年	国際日本文化研究センター
1988 年	国立天文台

1989 年	核融合科学研究所
2004 年	大学共同利用機関法人

但し、京大の基研は日本学術会議の勧告なく設置された共同利用研究所。

\*中井 浩二：「学術会議の果たした役割とその退潮」総研大研究会「共同利用機関の歴史とアーカイブス 2004」より

### 3 日本学術会議の評価に係る機能の在り方

#### (1) 我が国の研究開発・科学技術政策の評価の現状と課題

日本学術会議の評価に係る機能を検討するために、まずは、我が国の評価制度を確認しておく必要があろう。

我が国において、研究開発や科学技術政策の評価に係る枠組みを規定している主なものは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」と記す）と総合科学技術会議による「大綱的指針」である<sup>2</sup>。

「政策評価法」は、そのガイドライン（「政策評価の実施に関するガイドライン」：2005年12月16日政策評価各府省連絡会議了承、2012年3月27日一部改正）において、政策体系を「政策（狭義）」「施策」「事務事業」といった階層に整理した上で、3種類の政策評価の方式を示している。すなわち、事務事業や施策の事前評価である「事業評価方式」、施策を主な対象とした事後評価である「実績評価方式」、特定テーマに係る政策や施策についての事後評価である「総合評価方式」の3種類である。加えて、事業費10億円以上の個々の研究開発（人文科学のみに係るもの除外）に関しては、事前評価を義務付けている。

「大綱的指針」は、数年おきに改訂がなされている。2012年度の改訂版では、実施が求められる評価の種類として、「研究開発プログラムの評価」、「研究開発課題の評価」、「研究者等の業績の評価」、「研究開発機関等の評価」の4種を挙げている。特に今回の改訂では、これまでの「研究開発施策の評価」の代わりに新たに「研究開発プログラムの評価」を項目として立てたことが特徴である。

ここで述べられる「研究開発プログラム」とは、上述の「政策評価法」では主に事務事業レベルが該当すると考えられる。例えば文部科学省により実施されてきたプログラムを列挙すれば、グローバルCOEプログラム、戦略的創造研究推進事業、脳科学研究戦略推進プログラム、次世代IT基盤構築のための研究開発、等数多く存在する。世界の様々な領域において第一線で活躍できる人材養成を目的としたものまで広げれば博士課程リーディングプログラム等のプログラムがさらに加わる。他の府省にも多数の研究開発プログラムがある。

<sup>2</sup> これら以外にも、研究機関や大学の評価に関しては、独立行政法人通則法や国立大学法人法に基づく中期目標期間の評価がある。さらに、教育面に重点をおいた評価では、大学の認証評価制度もある。

このような研究開発プログラムのレベルでの評価は、これまで、政策評価では「事業評価方式」として事前評価を自己評価にて行うことが求められてきたのみであり、事後評価は、主には事務事業の上に位置する施策レベルで実施されるだけであった。そのため、個々の研究開発プログラムの有効性や効率性を実施中や事後に十分に評価してきたとは言い難い。今回の「大綱的指針」の改訂は、全ての府省に対して研究開発プログラムの評価を新たに明示的に求めるものである。

また、事前評価も含めて、第三者の視点からの評価が十分になされてきたとも言い難い。政策評価法では、「政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること」とされており、実際に、研究開発プログラムによっては、府省内に設置した各種の審議会や委員会において、研究開発プログラムの評価を実施している場合もある。しかし、それらはプログラムの推進側である府省がみずから設置した審議会等が多く、その公平性について外部から疑念を持たれる可能性を有している。また、研究開発プログラム自体の有効性を評価せずに、その中で実施される個々の研究課題（プロジェクト）の評価のみを実施している場合も見受けられる。

このような評価制度の課題がある中で、研究者コミュニティの代表機関である日本学術会議の果たし得る機能を以下に検討する。

## (2) 日本学術会議の特徴と果たし得る評価機能

### ① 日本学術会議の特徴

日本学術会議が社会の抱える課題に対して、又は社会からの強い要請により、提言や評価活動を行う場合に、どのような評価に係る機能を果たすことが可能であるかを検討するため、まず日本学術会議の長所と短所を確認しておく。

日本学術会議の長所としては、その構成員の研究分野が多様であること、最新の国内・国際的研究動向を把握することが可能であること、実際に研究活動が行われる現場の状況を理解していること、多数の学会との連携が可能であること、研究者を通じた海外機関との国際的な連携が可能となること、政策的利害等を超越した科学的・学術的判断が可能であること等が挙げられる。

一方で、評価を実施する上での短所としては、学術的視点以外の経済・社会的効果の評価については比較的に実施が困難であること、専門的な調査・分析を実施する人的ならびに財政的な体制が脆弱であること、政府からは独立して機能する機関するために評価結果が府省の意思決定の議論に十分に活用されるか不確実になりがちであること、多数の分野を抱えるために逆に総括的結論に傾く可能性があり得ること、個別の研究課題への資金配分に係わる場合には会員の間に利益相反の問題が生じる可能性があること、さらに、専門的な調査・分析を実施できる専任の学術調査員が不在なことや調査・分析に必要な財政的処置がなされていない等評価実施のための体制がきわめて脆弱であること、等が挙げられる。

これらの長短所を踏まえると、日本学術会議が果たし得る評価に係る機能は以下の

ようなものであると整理される。

## ② 科学技術政策の評価・提言

日本学術会議には、我が国の科学技術政策全般に対する評価・提言を実施することが望まれる。上述のように、これまでも第3期、第4期の科学技術基本計画策定に際し、提言をまとめ、公表してきた。『日本の展望—学術からの提言 2010』（2010年4月5日）においても、「この“日本の展望—学術からの提言”は、今後6年ごとに改訂しながら継続的に発信し続けることとしている」が、科学技術の5年の計画期間と平仄を合わせるという考え方には立っていない。

第4期科学技術基本計画は、科学技術政策の役割を、科学技術の一層の振興を図ることよりもより、人類社会が抱える様々な課題への対応を図るためにものとして捉え、さらに、科学技術政策を国家戦略の根幹と位置付け、他の重要政策とも密接に連携しつつ、科学技術によるイノベーションの実現に向けた政策展開を目指すものとしている。これに続く第5期の計画期間は、2016年度—2020年度である。

日本学術会議報告「日本学術会議の機能強化について」（2011年7月7日）は、「“日本の展望—学術からの提言”プロジェクトの実行」において、「相応の準備期間を見越して次期の『日本の展望—学術からの提言 2016』策定プロジェクトの立ち上げを検討するものとする」としている。同プロジェクトの立ち上げ時期と関連させつつ、第5期科学技術基本計画に向けた日本学術会議の評価・提言の可能性が検討され得る。

## ③ 研究開発プログラムの評価

研究開発プログラムは国の科学技術政策における各種の政策課題を解決するための具体的な政策手段であるとともに、個々の研究開発課題の上位に位置して研究活動への資金配分や実施方法を規定するものであり、科学技術・学術に対して多大な影響を及ぼし得るものである。そのため、府省は「大綱的指針」にのっとり研究開発プログラムの評価を実施することが求められる。これらの評価は、単に点数を付けるような評価ではなく、研究開発プログラムが学術や研究者コミュニティにとっていかなる効果や影響を与え、また、社会・経済・文化的な価値の創出に貢献しているのかを分析するような、本質的な評価とすべきである。同時に、このような本質的な評価のためには、学術動向や研究現場についての知見を有する第三者を活用した、公平で質の高い評価を実施することが望まれる。

「大綱的指針」においては、研究開発プログラムの評価は、外部の専門家等を評価担当者とする外部評価により実施するとされている。

また、文部科学省では、「大綱的指針」の改訂事項を踏まえて「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月20日（最終改定 平成26年4月2日）文部科学大臣決定）を策定した。これは、「大綱的指針」の改訂事項に加えて、前回改定後に審議・取りまとめが行われた、日本学術会議の提言「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～」（2012年10月26日）のほかに、「研究開発評価システム改革の方向性（審議のまとめ）」

(2009年8月 科学技術・学術審議研究計画・評価分科会)、「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について(建議)」(2013年1月 科学技術・学術審議会)、「我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針」(2013年4月 科学技術・学術審議会)等で指摘されている研究開発評価の在り方に係る多くの重要な提言等も参考に、議論・検討されたものである。そこでは、昨今の研究開発評価の最重要課題として、①科学技術イノベーション創出、課題解決のためのシステムの推進、②ハイリスク研究、学際・融合領域・領域間連携研究等の推進、③時代を担う若手研究者の育成・支援の推進、④評価の形式化・形骸化、評価負担増大に対する改善、⑤研究開発プログラムの評価、の5点に焦点を当てている。この⑤研究開発プログラム評価では、「原則としてその研究開発プログラムの実施主体である事業推進部門が、外部の専門家等を評価者とする外部評価を活用すること等により実施し、必要に応じて評価部門による評価や第三者評価を行う。」と述べ、第三者評価の可能性にも言及している。

第三者評価を推進するためには、日本学術会議が学術の視点から、プログラムの運営の適切性やそれが学術や人材育成にもたらした有効性を評価し、今後のプログラムの在り方について提言を述べるなどの機能を果たすことが考えられ、またこれまでの実績が示すように、外部機関からも期待されている。日本学術会議は科学者の代表として科学者たちの抱える課題を汲み上げ、解決のために努力する機関として位置付けられており、現在の研究開発プログラムや関連施策等が研究実施者側へ与えている効果や研究環境の現状の調査を行うことにより、科学者及び研究機関の視点からの評価を行うことが可能である。

「大綱的指針」では、研究開発プログラム評価の被評価担当者は、そのプログラムの中で研究課題を実施した研究者ではなく、「研究開発プログラムを推進する主体である府省又は研究開発法人等における事業推進部門」と明記されている。そのため、日本学術会議が研究者コミュニティの代表機関として、府省や事業推進者に対して評価やそれを踏まえた助言・提言が必要であると位置付けられる。

このような評価は、米国では、ナショナルアカデミーの中の実務組織であるナショナル・リサーチ・カウンシルにより実施されている。米国では各プログラムへの公的支出を定める各種の予算法の中で、数年後にナショナルアカデミーの評価を受けることを求めている場合も少なくない。

我が国でも、日本学術会議がこれまで府省等からの審議・評価要請に基づいて課題を提言・評価してきたように、府省や総合科学技術・イノベーション会議、立法機関等からの要請に基づく形で、研究開発プログラム評価を実施することが考えられる。

ただし、後述の通り、日本学術会議の現在の体制では、評価のために必要な情報等を独自に調査する作業を行うことは困難であることや、評価経費の受領が困難であるという問題もある。この問題を解決するまでは、外部機関と連携した形での評価実施方策を検討すべきである。具体的には依頼先機関が準備した評価必要資料を基に評価

を実施すること等が想定される。

#### ④ 政策のための学術の視点からの評価・提言

上記のような研究開発プログラムの評価は、科学技術や学術活動を推進するための政策に関する評価が中心となる。一方、これまでの日本学術会議の活動の中には、科学技術が関係する広い政策課題に対して、専門的知見から評価や助言・提言を行うものがあった。例えば、「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」等があり、また、評価ではないが、東日本大震災に関しては第三者的立場から多くの助言・提言を行ってきた。

このような社会の抱える課題についても、日本学術会議は、多様な学問分野を横断する総合的な視野から専門的知見を提供できる機関として、継続して実施することが必要である。

#### ⑤ 大規模な研究開発課題の評価

日本学術会議がその長所を発揮して実施できる評価の対象の一つには、ピアレビュー手法により科学的、学術的価値の判断を行う研究開発課題の評価がある。日本学術会議の内部者による方法だけでなく、研究者の連携によって海外評価担当者を含めたピアレビューを組織する道も開かれており、国内外の最新研究動向を踏まえて評価を行うことが可能である。

ただし、競争的資金制度の課題採択における審査等は、個々の研究者の利益に直接的に関わり、研究者コミュニティの代表機関が意思決定に関与することは望ましくない。その一方で、多額の資金を用いる国家大規模プロジェクトは、学術全般にも影響を与えるものであり、日本学術会議が多数の研究分野の研究者の知見を基に、将来的に重要な研究課題を抽出し（技術予測やロードマップの作成）、専門的知見を提供する必要性が高いと考えられる。

現在、政策評価法においては事業費 10 億円以上の個々の研究開発については事前評価が義務付けられており、各府省で対応している。また、新たに実施が予定される国費総額が約 300 億円以上の研究開発等の国家的に重要な研究開発については総合科学技術・イノベーション会議が評価を実施する。これらに日本学術会議が関与し、学術の立場からの評価を行うことは可能である。

#### ⑥ 評価担当者候補の推薦

日本学術会議が直接的に評価を実施しなくとも、府省や研究開発法人等における評価担当者候補を日本学術会議が国内・国外の研究者を含めて推薦することによって、府省や研究開発法人等の評価活動を間接的に支援することも考えられる。このことは、研究開発プログラムだけでなく、国レベルの研究開発施策等も対象となるであろう。

また、新たな研究資金助成制度が府省で設立された場合や、研究活動への助成を行う民間財団等においては、評価担当者の選出に困難を來す場合や第三者評価として公平性の高い評価の実施が要求される場合に、日本学術会議が同様に評価担当者候補を推薦することも検討すべきであろう。

## ⑦ 研究分野・研究基盤のレビュー

我が国の科学技術政策の立案を支援する観点からは、研究分野ごとに、国際動向を踏まえた我が国の研究水準の状況や、研究振興、人材育成、産官学連携や社会との連携等の、現状と課題をレビューすることも可能である。このような取組は、分野別委員会で行うことが可能であると考えられる。その先進的な例として、2013年に歯学委員会が「我が国における歯科医学の現状と国際比較 2013」を公表した。報告では、今後の歯科医学研究の方向性を的確に捉えるために、被論文引用件数等の客観的な評価を基に、我が国と諸外国の歯科医学・歯科医療の水準や研究開発の動向について、比較・分析した結果を述べている。このような取組を今後さらに拡大していくことの実現性について検討すべきである。

さらに、日本学術会議では、国際レベルでの我が国の学術研究の推進における大型計画の重要性に鑑み、2010年3月に提言『学術の大型施設計画・大規模研究計画－企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について－』を公表した。マスタープラン策定の目的は、「科学者コミュニティの代表としての日本学術会議が主体的に策定するものであり、学術全般を展望・体系化しつつ、各学術分野が必要とする大型研究計画を網羅するとともに、我が国の大型研究の在り方について、一定の指針を与えること」である。これは全学術分野にまたがる我が国初の大型計画マスタープランの提示であり、広く学術分野にインパクトを与えるとともに、国際的な学術情報交換の場でも高い評価を得ている。

この提言は、文部科学省を中心とした施策にも反映されて、マスタープランに掲載された43計画のうち10計画の一部又はかなりの部分について予算が措置され、2010年度から開始された。マスタープランは継続的に小改訂されている。2013年12月には学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン策定の方針が公表され、2014年4月にはマスタープランが策定される予定である。今後も、日本学術会議と関係府省・審議会等関係者の間で、大型プロジェクトの進め方やマスタープラン、ロードマップ等に関し意見交換が広く行われ、P D C Aサイクルが効果的に機能し、我が国における大型プロジェクトの重層的・戦略的な推進が図られることが期待される。

このような取組も継続していくことが望ましい。

## ⑧ 評価に係る留意点

日本学術会議は、これまで、10～20年先の学術及びその推進政策に対する長期的な考察を公表してきた。2002年12月には、『日本の計画 Japan Perspective』を、2010年には『日本の展望—学術からの提言 2010』を世に問うてきた。このような総合的な提言は、日本学術会議が目指す学術政策の枠組みを示したものであり、科学者コミュニティの視点から望まれる政策・施策を提言したものである。そのため、上述の各種の評価も、総合的な提言との一貫性を有するものとなるように十分な議論を行うことが、望まれる。

### (3) 日本学術会議の調査分析機能の強化

日本学術会議の評価に係る機能を充実させるためには、体制強化が必要である。

#### ① 日本学術会議事務局の調査分析機能の強化

日本学術会議が上記の評価に係る機能を果たすためには、調査分析を実施し得る事務局体制を強化することが必要である。米国のナショナルアカデミーは1,000人の職員を抱えることで、年間200件以上の報告書を作成することを可能としている。また、ナショナルアカデミーズでは12週間の科学技術政策フェローシッププログラムを既に16年に渡り継続して実施している。これにより、主にポスドクレベルの科学技術政策の調査分析能力を有する人材を輩出している<sup>3</sup>。それに対して、日本学術会議事務局では非常勤の学術調査員が5名（2014年4月1日現在）在籍するのみであり、また科学技術政策の分析をする役割までは担っていないのが現状である。米国のアカデミーの規模には及ばずとも、日本学術会議の事務局に、専任かつ常勤の学術調査員を配置し、調査員が十分な調査分析を行えるような財政的措置を行う等、調査分析のための体制整備や人材育成のためのシステムの構築を積極的に進めることが望まれる。

#### ② 評価者の評価専門性の醸成

事務局のみならず、評価者となる日本学術会議会員・連携会員の評価に係る能力の養成が必要である。多くの研究者は、自己の専門分野についての極めて高度な知識を基に、これまでにも多数の研究評価に評価担当者として参加した経験を有している。しかし、研究開発プログラムの運営面や、その学術面や社会・経済・文化面の効果等の評価を行うことには不慣れな場合も多い。そのため、評価に即した評価マニュアルの作成や研修等を通じて、評価者としての能力向上を図る必要がある。

#### ③ 関係機関との連携の強化

日本学術会議が単独で、評価に必要な関連データやエビデンスを収集し分析するのみならず、関係する機関との連携を強化することも必要である。

総合科学技術・イノベーション会議と日本学術会議は「車の両輪」として位置付けられ、日本学術会議会長が従来総合科学技術会議非常勤議員をつとめる形での連携がとられてきた。総合科学技術会議はその「科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～」（2013年6月7日閣議決定）の中で、総合科学技術会議の調査分析機能の強化を掲げ、日本学術会議等の機関との連携方策・活用方策を速やかに構築することを課題としている。日本学術会議は、科学者コミュニティの視点から、これまでの科学技術・学術の政策の有効性や、今後の在り方について分析し審議し評価・提言を行うことで連携を行うことが可能である。

さらに、研究開発プログラム評価等では、我が国における科学技術振興に関する中枢的機関としての科学技術振興機構（JST）や、我が国唯一の学術の振興を目的とする資金配分機関としての日本学術振興会（JSPS）と連携することが考えられる。

<sup>3</sup> <http://sites.nationalacademies.org/PGA/policyfellows/index.htm>

加えて、前述のように第1期及び第2期科学技術基本計画の評価に関しては、文部科学省科学技術政策研究所（現 科学技術・学術政策研究所）が実施した分析・評価を踏まえて、日本学術会議が「科学技術基本計画における重要課題に関する提言」を取りまとめた実績も有する。

今後も科学技術・学術政策研究所や資金配分機関等との協力関係を強化し、国や民間の調査分析実施機関と協力・連携していくことが望まれる。

<参考文献>

- [1] 日本学術会議、「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～」、2012年10月26日
- [2] 文部科学大臣決定、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日(最終改定 平成26年4月2日))
- [3] 日本学術会議、「日本学術会議の機能強化について」、2011年7月7日
- [4] 日本学術会議、「科学技術基本計画における重要課題に関する提言」、2005年2月17日
- [5] 日本学術会議、「第4期科学技術基本計画への日本学術会議の提言」、2009年11月
- [6] 日本学術会議、「日本の展望－学術からの提言2010」、2010年4月5日
- [7] 日本学術会議、「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」、2010年8月
- [8] 中井浩二、「学術会議の果たした役割とその退潮」総研大研究会「共同利用機関の歴史とアーカイブス2004」
- [9] 総合科学技術会議、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」、2012年12月6日、(内閣総理大臣決定)
- [10] 文部科学省科学技術・学術審議研究計画・評価分科会、「研究開発評価システム改革の方向性(審議のまとめ)」、2009年8月
- [11] 文部科学省科学技術・学術審議会、「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について(建議)」、2013年1月
- [12] 文部科学省科学技術・学術審議会、「我が国の研究開発力の抜本的強化のための基本方針」、2013年4月
- [13] 日本学術会議、「学術の大型施設設計画・大規模研究計画一企画・推進策の在り方とマスター・プラン策定についてー」、2010年3月
- [14] 日本学術会議、「日本の計画 Japan Perspective」、2002年12月
- [15] 総合科学技術会議、「科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～」、2013年6月7日閣議決定
- [16] 経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・評価小委員会「中間とりまとめ」、2014年6月

## <参考資料1>日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会審議経過

2013年

9月18日 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（第1回）

- ・本委員会の設置理由の説明
- ・日本学術会議が過去に行った第三者評価関連報告等について
- ・今後の委員会の進め方について

10月4日 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（第2回）

- ・参考人からのヒアリング
- ・提言案の方向性等に関する審議

11月22日 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（第3回）

- ・提言案の論点整理に関する審議

2014年

1月9日 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（第4回）

- ・プログラム評価の方法に関する報告
- ・目次、内容等提言案に関する審議及び執筆分担について

2月14日 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（第5回）

- ・提言案の内容に関する審議

3月5日 日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（第6回）

- ・提言案の内容に関する審議

○月○日 日本学術会議幹事会（第○回）

- ・日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会提言「日本学術会議の評価に係る機能について」について承認

## <参考資料2>参考解説：第三者評価について

本委員会の設置提案書において、「日本学術会議の機能強化が求められている昨今において、機能の一つとして、第三者評価機能を具備する際の課題整理や在り方について議論、整理しておくことは重要である」としている。ここで、大学評価情報ポータルでは、第三者評価とは「評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等に従って行われる評価」と定義している。また、「大綱的指針」によると、第三者評価機関として「総合科学技術会議」、「独立行政法人評価委員会」、「国立大学法人評価委員会」、「大学評価・学位授与機構」が想定されている。総合科学技術会議（現総合科学技術・イノベーション会議）は総理大臣を議長とした政策決定機関であり、同じ内閣府に属するといえども、独立性を担保した日本学術会議とは機能が異なると考えられる。総合科学技術会議（または総合科学技術・イノベーション会議）はPolicy for Scienceとして科学技術政策を推進すること、日本学術会議はScience for Policyとして政策立案に対する科学的助言を提供すると位置付けられる。

委員会で第三者評価を議論する中で、限定された「第三者評価」ではなく、日本学術会議が科学者コミュニティの代表として実施している助言・提言活動は広義の意味での評価に係る機能も含むものと位置付け、本委員会では、委員会名の「第三者評価」に拘わらず、日本学術会議の今後の評価に係る機能について議論、整理することとした。

大学評価情報ポータルより 評価の種類・主体別

自己点検・評価	大学等が、自己の目標・目的に照らして教育研究等の状況について点検し、優れている点や改善向上すべき点等を評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくという質保証の仕組み。学校教育法においてその活動が義務化されている。 ※関係法令： <u>学校教育法第109条第1項</u>
外部評価	学外の評価者によって行われる評価。第三者評価との違いとして、評価者及び評価項目が評価対象機関によって選定される。
第三者評価	評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等に従って行われる評価。